

令和6年度 西区対話集会開催概要(3月)

No.	回答・見解・処理方針の内容
<p>【指扇地区】 指扇小学校の建て替え工事の進捗状況について、説明してほしい。</p>	<p>指扇小学校は、令和6年12月に仮設校舎への移転を実施し、仮設校舎での授業が始まったところです。現在、既存校舎及びプールの解体工事を施工しており、解体工事の完了は令和8年1月頃を予定しております。その後、令和9年12月の完成を目指して、指扇小学校複合施設建設工事に着手してまいります。指扇小学校複合施設には、指扇小学校のほか、指扇公民館、市民開放を前提とした屋内温水プール、放課後児童クラブも整備する予定です。複合施設完成後、仮設校舎の解体工事に着手し、令和10年8月頃には校庭が使用可能になる予定です。また、令和10年7月頃～令和11年2月頃の期間で、体育館改修工事を実施し、これにあわせて体育館に空調設備(エアコン)を導入する予定です。なお、令和6年10月15日に指扇小学校解体工事説明会を開催し、その資料が指扇小学校のウェブサイトに掲載されておりますので、ご確認いただければ幸いです。【学校施設整備課】</p> <p>▼指扇小学校 ウェブサイト https://sashiogi-e.saitama-city.ed.jp/refreshkoji.html</p>
<p>指扇小学校体育館は避難所としても使用されているため、もっと早く改修を行ってほしい。</p>	<p>ご指摘のとおり、指扇小学校体育館は避難所であることから、速やかな改修工事を行う必要があると認識しております。一方で、リフレッシュ工事は、学校運営を継続しながらの工事となるため、学校運営の支障とならない範囲で可能な限り、速やかに改修を行ってまいります。現在は、指扇小学校解体工事及び複合施設建設工事を施工しており、作業スペースの関係で、同時に体育館改修工事を施工することはできません。これらの工事の完了後の令和10年度に体育館の改修工事を行ってまいります。【学校施設整備課】</p>
<p>西楽園北側利用者駐車場は砂利敷により整備されていますが周囲の地盤面に対して低く水はけが悪く雨期、台風や大雨の後は広い範囲で水につきり駐車場利用者に支障を与えている。ついでに駐車場の地盤のかさ上げ等の改修をお願いするものです。</p>	<p>西楽園の北側利用者駐車場につきましては、降水時に水を貯めるための遊水機能を有した砂利敷きの土地でございます。降水量の多い時期などは、水たまりやぬかるみなどにより、利用者の方に御不便をおかけすることもあることは認識しており、現状は、年に1回、砂利を追加し地面を転圧し、利用者の方がより安全に使用できる駐車場管理に努めているところでございます。当該駐車場の地盤のかさ上げ等の改修につきましては、工事期間中の代替駐車場の確保や、設計及び工事等に多大な時間と経費を要するなどの課題がございます。今後の対応といたしましては、利用者の方がより安全に使用できるよう駐車場内に、砂利を追加し地面を転圧する回数を、現行の年1回から増やすことを検討して参ります。また、西楽園に隣接する西部環境センターが、今後施設の廃止を予定していることから、敷地の一部を駐車場として利用することが可能であるか、関係部局と協議・検討を進めてまいりたいと考えております。【高齢福祉課】</p>
<p>西楽園北側のゲートボール場を駐車場として利用できないでしょうか。</p>	<p>西楽園北側のゲートボール場につきましては、地盤が弱いこと、地下に配管が通っていること等から、駐車場としての利用は難しいものと考えております。【高齢福祉課】</p>
<p>宝来交差点(扇通りとさいたま鴻巣線の交差点)において、東(公民館方面)から西進して交差点を上尾方面に右折する車により扇通りが渋滞することがあります。効果は少ないかもしれませんが、西部環境センターに向かうゴミ収集車の右折をやめて、交差点をそのまま直進しローソン(指扇駅北口入口)交差点を右折するようにはいかがでしょうか。西楽園へのバスも同様。 ローソン交差点から環境センターまでの道は、一部狭い部分もありますが収集車は環境センターに向かうときだけの一方通行で良いと思います。 収集に向かう場合は、現行通りさいたま鴻巣線から宝来交差点に来て左折することで問題ないと思います。 ※ローソン交差点から環境センターまでの道一部狭い部分の拡幅を併せて検討いただければと思います。 ※このルートの先には、宝来ランドゴルフ場と西楽園が有りますので今後、環境センターの廃止予定があっても道路拡幅の検討をお願い致します。</p>	<p>日頃からごみ関係の諸問題にご尽力いただき感謝申し上げます。ご質問にあるローソン交差点における右折ですが、以前行われた周辺住民の方々との話し合いにより、当該道路は使用しないこととされております。西楽園の送迎バスにつきましても、同様の対応とさせていただきます。現状ご要望に沿えず申し訳ありませんが、今後ともご理解ご協力のほどよろしく願いいたします。【廃棄物対策課】【高齢福祉課】 また、当該道路については、拡幅の予定はございません。【道路環境課】</p> <p>以前行われた説明会も30年以上も前の話になりますため、現状発生している交通渋滞等の諸問題を見つめなおし、検討するよう区役所から所管課に要望してまいります。また、引き続き情報共有に努めたいと思います。道路拡幅についても、地域の方の声を一つにいただき、要望などのアクションを起こしていただくことが大切になってきますので、その際には区も一緒に動いていきたと存じます。【西区副区長】</p>
<p>いつの間にか家が建ち、「何日からは入居して来るが、ごみはどこへ出したらいいか」と、言うてる業者がいる。もともと宅地だったところは何とかなるが、空き地・雑木林だったところが加わるとなると、近隣住民は嫌がります。(5戸未満だとごみ置き場の新設ができません) 宅地申請(個人でも業者でも)があった時点で、今後使用のごみ置き場は決まっているかを市から業者に確認をお願いしたい。ごみ置き場への異物不法投棄が続いている。</p>	<p>さいたま市内で住宅を建てる事業者には、入居者のごみ収集所の利用について事前に同意を得るよう市から説明しています。5戸以上の場合はごみ収集所の設置が必要で、設置にあたっては近隣の方々の同意が必要です。また、4戸以下の場合でも既存の収集所を利用する際には、既存利用者の同意が求められます。この手続きについては、建築確認時に事業者の説明書を渡して周知しています。今後も、しっかりと周知を進めていきます。 ごみ収集所への不法投棄や回収できないものが捨てられることについては、収集時に警告シールを貼って周知するとともに、一定期間残置された場合は回収を行っています。また、不法投棄の禁止看板や収集所利用マナーに関する啓発看板も作成していますので、ご要望の際には廃棄物対策課へご連絡ください。【廃棄物対策課】</p>

令和6年度 西区対話集会開催概要(3月)

No.	回答・見解・処理方針の内容
7	<p>不法投棄の禁止看板や収集所利用マナーに関する啓発看板を希望する場合は、区役所のどこの部署が窓口になるか。</p> <p>西区役所くらし応援室に相談いただければ、廃棄物対策課への取次等対応させていただきます。【西区くらし応援室】</p>
8	<p>新規で4戸以下の住宅が建築される場合、既存のゴミ収集所を利用する際には、既存利用者の同意を求めるよう市としてルール設定をしているが、同意取得のための決まった手続書式があるわけではないため、ルールが形骸化している。業者へしっかりとルールを周知したり、自治会へ事前に問い合わせをするように、市から要請してほしい。</p> <p>市としても、業者へしっかりと周知を行ったり、自治会へ事前に問い合わせをするように要請してまいります。【西区副区長】</p>
9	<p>ゴミ集積所に不法投棄されているため、啓発看板を設置したいが、設置できるような場所がない。ガードレールや電柱への設置も試みたが、うまく話がまとまらなかった。このような状況の場合、看板設置については、どこの部署に確認をしたらよいか。</p> <p>西区役所くらし応援室で個別に相談させていただければと存じます。現地を確認の上、設置方法について、ご提案させていただきます。【西区副区長】</p>
10	<p>ゴミ集積所に設置しているカラスネットが強風で飛んでしまい、ネットの新規購入をしたり、強風対策で風除けの設置を行ったりするなど、ゴミ集積所維持管理における自治会の費用負担が大きい。非自治会員もゴミ集積所を利用しているため、非自治会員も含めた地域の人口数で助成金を支給するなど、助成方法を見直していただきたい。また、人口が増えており、ゴミ集積所を新規で設置したいが、地主に場所提供をお願いしても、承諾してくれる人がいない。市も協力して、連名する形で地主へ場所提供のお願いをするなど、協力をしてほしい。</p> <p>区役所内や本庁などの関係部署と協議し、どのような改善ができるかについて回答をさせていただきます。【西区コミュニティ課】 衛生協力助成金の支給方法の見直しについて、改めて廃棄物対策課へ要請をしていきたいと思っております。【西区副区長】</p>
11	<p>ゴミ捨てのルール徹底のために、自治会で会合を設けたり、非自治会員にも、衛生だよりというチラシを定期的に投函して、ゴミ捨てのルール周知に努めている。また、さらなるルール周知のために、ゲーム性を持たせた取り組みを考えている。具体的に、ゴミ捨て当番の際に体験した不法投棄などのつらい思いを表現した川柳を募集し、景品を出すなどの取り組みを考えている。ただ、自治会から出す景品だと、限られた景品しかあげられない。こういった取り組みを市全体として実施すれば、好事例として水平展開できると考えている。市全体の取り組みとして実施してもらうために、話を持っていく際の窓口はどこの部署になるか教えてほしい。</p> <p>自治会活動の支援に関する案件となりますため、西区役所コミュニティ課が窓口として対応させていただきます。【西区コミュニティ課】</p>
12	<p>西楽園の北駐車場について、遊水地機能があるとのことだが、遊水地機能を持つ場所を駐車場として使用すると、何かあった場合、相当の被害が発生してしまうのではないかと。そういったことを踏まえて、西楽園の駐車場利用について、再度回答してほしい。</p> <p>西楽園の北側駐車場は遊水地機能がございしますので、相応の大雨等の際には、ご利用者の方々への注意喚起のほか、状況に応じて駐車場の閉鎖などを行うことがございます。また、西楽園が荒川・入間川の氾濫時の浸水想定区域でございしますので、大型の台風など、事前に大雨等が想定される場合には、施設自体を休館とすることもございます。いずれにおきましても、ご利用される方々への被害が発生しないよう務めるとともに、西楽園に隣接する西部環境センターが、今後施設の廃止を予定していることから、敷地の一部を駐車場として利用することが可能であるか、関係部局と協議・検討を進めてまいりたいと考えております。【高齢福祉課】</p>
13	<p>市から自治会長あてに避難行動要支援者名簿を配布され、その際に誓約書の提出を依頼されている。自治会独自でレベルの高い名簿を作成しているため、市で作成する避難行動要支援者名簿は不要だが、助成金の対象となるため、やむを得ず誓約書を提出し、受け取っている。また、区で作成する避難行動要支援者名簿を使用して、避難訓練を実施しないと助成金を受けられないなど、現行の仕組みに疑問が残る。また、避難行動要支援者名簿配布の際に、個別避難支援プランを提出するように市から依頼されるが、個別避難支援プランを作成することが本当に価値があるのか、災害時に役に立つのかなど、プラン作成の目的や在り方においても疑問が残る。何を自治会に依頼したいのか、何を目的としているのかが不透明であるため、地域のことをしっかりと考えて行動してほしい。また、避難行動要支援者名簿の配布や個別避難支援プランの作成についての、区の見解を教えてください。</p> <p>避難行動要支援者名簿をお受け取りいただく際にご提出いただいております誓約書につきましては、災害対策基本法において「正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない」とあることから、名簿を目的のみに使用していただくことを誓約いただいております。また、個別避難支援プランにつきましては、自助・共助を基本として、自治会や自主防災組織だけではなく、要支援者本人、家族、親戚、友人、民生委員児童委員、各種サービス事業者等、要支援者と関係のある方々が作成者となることを考えております。なお、これまでも共助の取組の中でプラン作成に御協力いただいていたところでございますが、今年度から作成済みのプランは市へ御提出いただく運用となりました。お手数おかけいたしますが、既に作成済みのプランがございましたら、市への提出に御協力いただけますと幸いです。【防災課】</p> <p>補助金の支給において、市で作成した避難行動要支援者名簿を活用しないと補助金を支給しないという在り方については、課題がございますため、自治会独自で作成した支援名簿を使用して、避難訓練を実施する場合でも、補助金を支給する仕組みの構築をするように、所管部署へ要請していきたいと思っております。また、個別避難支援プランにつきましては、市町村を通じて作成するように国からの要請を受け、自治会へ依頼をさせていただいております。各自治会で個別避難支援プランを作成することが望ましいですが、必ずしも強制で作成が必要なものではございません。個別避難支援プランの作成については、様々な議論があるかと存じますが、市としては、市町村の責務としてお願いをさせていただいております。ただ、現行の仕組みにおいて課題も多いため、所管部署である防災課へ、地域の方の避難支援に対する想いや名簿作成を独自に動いている自治会があるという現状を伝え、個別避難支援プランが本当に必要なのか、必要なのであれば、地域を支援するような仕組みを構築できないか、要請をしているところでございます。個別避難支援プランの在り方について、区としても問題意識は持っていますので、会議の場で引き続き協議をしてまいります。【西区総務課】</p>
14	<p>防犯カメラ設置のための助成金は大変有難く思います。しかし、設置後の電気料金が1台当たり1,700円／1台あたりかかるため1台あたり年間約2万円の負担になります。本来、地域の安全の為に行政で設置すべきところを地域が率先して設置しています。全額と言わず一部助成していただければありがたいと思います。</p> <p>地域防犯カメラの電気料金につきましては、「地域防犯カメラ設置助成金」とは別の「さいたま市地域防犯活動助成金」制度にて、対象経費とさせていただきます。「さいたま市地域防犯活動助成金」制度の対象団体は、「市内で自主的に防犯活動を行う団体で、その構成員を5名以上有するほか、平均して月1回以上の活動を実施することができる団体」としております。また、地域防犯カメラの電気料金は、「地域防犯カメラ設置自治会と同一の団体が使用していること」、「地域防犯カメラの電気料と分かること」も要件とさせていただきます。詳しい制度内容、補助対象につきましては、年度当初に区総務課よりお送りしている御案内にも記載しておりますので、個別にご相談いただければと思います。なお、区役所が定める実績報告期限までに間に合わない月の料金や、電柱共架料などの付随的に発生する料金、修繕に係る経費につきましては、対象外となります。【市民生活安全課】</p> <p>防犯カメラの電気料金につきましては、「さいたま市地域防犯活動助成金」制度の一部として、助成をさせていただいているものの、上限が3万円のため、防犯カメラ設置・維持管理について、自治会に負担をいただいている状況となりますため、地域の防犯が進むように、補助金制度の見直しについては所管部署と話をしてまいります。【西区総務課】</p>

令和6年度 西区対話集会開催概要(3月)

No.	回答・見解・処理方針の内容
15	<p>五味貝戸近辺道路が狭すぎるため、道路幅を確保してから建築許可を出す等の対策をしてほしい。</p> <p>建築物を建築しようとする場合、建築基準法に基づき、市又は民間確認検査機関へ建築確認申請が必要ですが、計画が同法に適合していれば確認済証の交付が受けられるものです。ご質問の特定の地域における一体的な道路幅確保がなければ建築できないという法規制はなく、これにより確認済証を交付しないという対応はできません。</p> <p>なお、建築基準法では、建築物の敷地は、幅員4m以上の道路に2m以上接しなければならないものと規定していますが、法の適用を受ける昭和25年より前から建築物が立ち並んでいる幅員1.8m以上4m未満の道についても道路とみなす取り扱いをしています。新たに建築の際には、元道の中心から建築敷地側に2m後退した線を道路境界線として計画しなければならないため、沿道で新たな建築が行われるにつれ、将来的に幅員4mの道路が出来上がっていく仕組みとなっています。</p> <p>さいたま市では、この後退部分に関し、元道がさいたま市道の場合には、所有者から寄附を受け整備を進める「狭あい道路拡幅整備要綱」を制定しています。この要綱では、建築する敷地を含め、建築を行わない敷地も対象としていますので、建築の有無に関係なく、先行して寄附することも可能です。路線全体を整備することをご希望する場合は、別途、道路部局へ問い合わせください。【北部建設事務所 建築指導課】</p> <p>ご質問にある狭あい道路の拡幅については、制度として「暮らしの道路整備事業」がございます。「暮らしの道路整備事業」は地元の皆様とさいたま市が協力し、沿線地権者様に道路後退用地として寄付をいただき道路幅員を4メートルに拡幅し、舗装・側溝整備を進めていく制度です。この制度について改めて北部道路安全対策課にご相談ください。【北部建設事務所 道路安全対策課】</p>
16	<p>ごみの出し方について、ルールが守られていない。個別収集等の手立ては考えているのか。</p> <p>戸別収集(個別収集)については、ごみ排出者を明確化することにより、ごみ出しルールの向上につながる部分もあると認識しております。一方で戸別収集を実施すると、収集コストの増加によりごみ収集の有料化が避けられないほか、収集が遅延した場合に自宅前にいつまでもごみが放置されてしまうことによる衛生上やプライバシーの課題もあります。そのため、現時点ではごみステーションから回収する現行の方式を維持しつつ、住民の方々へのごみ出しルール向上に関する周知啓発を行ってまいります。【廃棄物対策課・資源循環政策課】</p>
17	<p>自治会加入を強制加入にできないか。災害等発生時は会員に関係なく対応が必要となる。高齢者の一人住まい増に伴う近隣住民との繋がりがますます重要となる。</p> <p>自治会は、一定の地域に住む人々が安心して暮らせる住みよい地域社会を実現するため、自主的・主体的に運営している住民自治組織です。加入につきましては任意となっており、強制加入とすることはできません。しかしながら、東日本大震災以降、地域で支えあうことの大切さが見直されています。また、近年は台風や大雨による災害が増え、より一層、地域のつながりが重要となってきています。災害が起きたとき、もっとも頼りになるのが地域のつながりです。加入促進に向けた取り組みを引き続き実施してまいります。【コミュニティ推進課】</p> <p>現状、市として自治会を任意団体という位置づけをしており、強制加入に変更することは難しい状況ですが、自治会非加入世帯への加入促進については、市としても重要な責務と認識しておりますため、引き続き加入率向上のため、促進活動に取り組んでまいります。【西区コミュニティ課】</p>
18	<p>昨今の強盗事件等発生に伴う、抑止力等が必要となる。</p> <p>令和4年以降、刑法犯認知件数が増加傾向にあることに加えて、昨今のいわゆる「闇バイト」に関連した強盗事件の発生により、市民の体感治安の悪化が懸念されることから、市では防犯カメラの設置・支援を強化する予定でございます。駅前広場等を中心に市が設置する「街頭防犯カメラ」は、駅周辺の犯罪統計データ等に基づき、これまでの計画を前倒しし、令和9年度までに、市内全31駅の設置を目指します。</p> <p>駅周辺以外の地域におきましては、さいたま市防犯のまちづくり推進条例の「自分たちの地域は自分たちで守る」との基本理念の下、地域の自主防犯活動の補完として「地域防犯カメラ」の設置を促進し、希望する自治会からの申請により、設置費用の一部を補助しております。令和7年度からは、犯罪統計データ等を参考に、市から自治会に対してカメラ設置を推奨する取組を開始する予定であるとともに、引き続き自治会の皆様の御意見をいただいた上で、場所・台数・角度等を決定してまいります。【市民生活安全課】</p>
19	<p>行事開催及び災害発生時の緊急避難先として必要だが、物価の高騰等で資金不足のため、自治会館建て替えは未定の状況。</p> <p>自治会館の建て替えにあたり、さいたま市では、自治会集会所整備に対する補助制度があります。集会所建設にあたっては、1自治会1回限り、補助対象経費の2分の1以内の額とし、1,500万円を限度としています。自治会からの持ち出し分もあることから、今後は、計画的な積み立て等の資産運用を実施しつつ、補助制度の活用も併せて考えていただければと思います。【コミュニティ推進課】</p>

令和6年度 西区対話集会開催概要(3月)

No.	回答・見解・処理方針の内容
20	<p>地域開発や世代交代等で他所からの転入者が多いが、自治会への加入説明会を設けても、「メリットは何」と質問され、5割を切る入会状況。さらに、近隣で未加入者がいると、これまで加入していた人が退会することも起きている。加入率の低さから、会員の中からも自治連に加盟している他団体への助成金や募金への支出に不満が出てきていると感じる。加入率の低さは、地域への関心をなくし、様々な自治会活動も他人事になっている。市や区からの行事参加依頼も人集めが大変になってきている。地域のお祭りへの興味が薄く、今後の継続が危ぶまれている。時代だから大変だからで多数決で決めてしまっっては、祭りはなくなる。お祭りは、自治会の一番の目的である「老若男女問わずのコミュニティづくり」の大きなツール、多数の人がかかわり、人と人とを繋ぐイベントと思い頑張っている。地域開発と一緒に、新たな転入者にどうしたら自分たちの地域ととらえて、自治会に加入していただけるか、区も一緒に考え・行動していただきたい。</p>
21	<p>本市では、「地域防犯カメラ設置助成金交付要綱」に基づき、駅周辺以外の地域におきまして、さいたま市防犯のまちづくり推進条例の「自分たちの地域は自分たちで守る」との基本理念の下、地域の自主防犯活動の補完として、「地域防犯カメラ」の設置を促進しております。本事業は、希望する自治会からの申請により、設置費用の一部を補助しているところでございます。設置の際は、所管警察署の立会いを依頼し、自治会の皆様の御意見をいただいた上で、場所・台数・角度等を決定しております。なお、市では、人通りが多い駅前広場等を中心に「街頭防犯カメラ」を設置しております。駅周辺の犯罪統計データ等に基づき、現在7駅に22台設置しており、今後は、令和9年度までに市内全31駅への設置を目指しているところでございます。区主導での設置とご提案につきましては、前述の理由により、自治会の皆様による設置となるため、何卒御理解いただけますと幸いです。今回の御意見を参考としながら、引き続き、地域防犯の推進に取り組んでまいります。【市民生活安全課】</p>
22	<p>大型台風による河川の氾濫など、大規模水害につきましては、事前に準備することが可能であることから、台風が最接近する前に、自主避難のための避難所を開設し、区外も含めて浸水想定区域外の安全な場所への広域避難が可能となるように取り組んでおります。また、徒歩による避難が困難な高齢者や障害をお持ちの方などは、やむを得ず車で避難する場合、災害時における駐車場利用に関する協定を締結している商業施設の駐車場へ駐車し、駐車場の近隣の避難所への避難も可能としております。なお、広域避難のいとまがない場合には、緊急的な避難に対応するため、浸水想定区域内においても一部校舎の上層階を緊急避難場所としております。【防災課】</p>
23	<p>自治会にかかわる補助金として、コミュニティ課にて担当している「自治会運営補助金」「集会所整備事業補助金」等の補助金、総務課にて担当している「自主防災組織補助金」「地域防犯活動助成金」、本庁 廃棄物対策課にて担当している「衛生協力助成金」など、多岐にわたり、お手数をおかけしております。補助金申請における負担軽減策として、一部運用を改善させていただきました。具体的には、コミュニティ課・総務課・本庁 廃棄物対策課が担当する4つの補助金の申請に必要な書類一式を、一括して自治会長様あてに送付させていただいております。また、コミュニティ課・総務課が担当する3つの補助金すべてにおいて、振込先口座の通帳のコピーを1部添付していただくことで、振込先口座情報の記入を省略できることとし、これまで3階総務課と2階コミュニティ課とで、別々に行っていた申請受付につきまして、どちらの窓口でも一括して受け付けることといたしました。また、自治会運営補助金については、今年度から自宅のパソコンやスマートフォンで利用できる電子申請・届出サービスにて申請することが可能となりました。今後といたしましても、これまでの取組結果を踏まえ、さらなる手続きの簡略化や集約化、申請時の窓口対応の利便性の向上に取り組んでいきたいと考えております。【西区コミュニティ課】</p>
24	<p>コミュニティ課では、自治会未加入者への加入促進、自治会活動の意義をお伝えするため、リーフレットや啓発品を作成し、様々な機会をとらえて、PR活動を行っております。自治会様へもお渡しできますので、加入案内の際にはご活用していただければと思います。近年はライフスタイルが多様化し、自治会の活動時間に合わせる事が難しかったり、役員の仕事に対して不安があるといった理由から、役員を引き受けていただけない方も増えているかと存じます。そのため、既に取り組まれているかも知れませんが、多くの方が参加しやすいように会議等を平日夕方に実施することや特定の方に負担がかからないように役割を分担されたり、新しく役員となった方をサポートする仕組みを作ることも一考かと存じます。また、市といたしましても、微力ではございますが、自治会役員の負担軽減策を講じました。具体的には、自治会運営補助金につきまして、今年度から自宅のパソコンやスマートフォンで利用できる電子申請・届出サービスにて申請することが可能となり、窓口での申請が不要となりました。さらに、6月の区役所の休日開庁日に合わせて、臨時的申請窓口を設置いたしました。また、自治会運営のICT化により、自治会の負担軽減を図る目的として、「自治会電子回覧板事業」を行っております。自治会電子回覧板アプリを導入することで、会議出欠状況の自動集計や災害時の自治会内の安否確認、回覧物の一斉配信など、多くの面で役員の負担軽減につながる施策となっております。なお、令和6年度につきましては、自治会電子回覧板の導入自治会様への補助金として、初期導入費用の1/2にあたる33,000円を交付いたしました。今後につきましても、加入促進への啓発や役員のみなさまの負担軽減を図る等、自治会活動に対し、区として支援・協力をしてまいります。【西区コミュニティ課】</p>